

生駒市規則第 7 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 41 年 11 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 2 項第 2 号ウ及び第 3 項第 1 号ア中「、盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第 2 号ア及び同表第 4 項ア中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。